

# 北海道における森林環境譲与税の活用に向けた取組方針

## 1 基本的な考え方

北海道では、森林環境譲与税で得られた財源により、市町村の体制整備や、地域の実情に応じた森林整備及び森林整備の促進に繋がる事業を、幅広く弾力的に実施し、国の予算事業と森林環境譲与税による双方の取組等により森林整備を一層推進することで、森林吸収源対策等の目標の達成に繋げていきます。

## 2 施策の展開方向

地球温暖化や山地災害の防止など森林の有する公益的機能の発揮に向けて、市町村が主体となって行う森林の整備やその促進につながる取組を支援するため、北海道森林づくり基本計画に基づき、効果的、計画的な施策を展開していきます。

また、北海道と市町村の使途が重複することなく、双方の事業によって相乗効果が図られるよう連携するとともに、市町村の体制整備の進捗等を考慮し、計画的、総合的に支援します。

各施策の具体的な展開方向は以下の通りです。

### (1) 市町村の体制強化

- 地域の森林整備の主体となる市町村については、林業の担当職員や林業の知識・技術を有する者が少なく、人事異動等により人材育成も進まない状況となっていることから、市町村の体制強化に向けた支援に取り組みます。
- 伐採量や造林面積の増加が見込まれる中、道内では従事者数全体のうち、60歳以上が約3割を占めているとともに、植林作業の従事者数は減少傾向にあることから、若い世代の新規就業者の確保と作業の省力化など就業環境の改善に取り組みます。
- 森林環境税・森林環境譲与税について、道民の皆様の理解促進を図るため、税の制度や税を活用した森林整備の必要性、森林の有する公益的機能の重要性などについて、普及啓発に取り組みます。

### (2) 森林整備への支援

- 戦後植林した人工林が高齢となったことで年間の成長量が低下していることから、森林吸収量を高めるために、積極的な森林の若返りを促進します。
- 森林所有者の経営意欲の低下などにより、私有林人工林の3分の1が未整備となっていることから、森林整備の推進に取り組みます。

### (3) 木材の利用の促進

- 伐採された木材を活用することは、長期間の炭素固定につながることから、建築物等での利用促進に取り組みます。
- 「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用した道産木材製品の PR 等を通じ、道産木材の活用の意義やメリット等を示しながら幅広い利用を進めます。

### 3 使途の公表及び取組成果の情報発信

ホームページや広報誌など、様々な媒体を通じて、道の森林環境譲与税の具体的な使途や取組成果について公表するとともに、道内市町村の、譲与税を活用した取組事例を取りまとめ、公表します。

#### 【参考】

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税において、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

（森林環境譲与税の使途）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
- 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
- 三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十二条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。